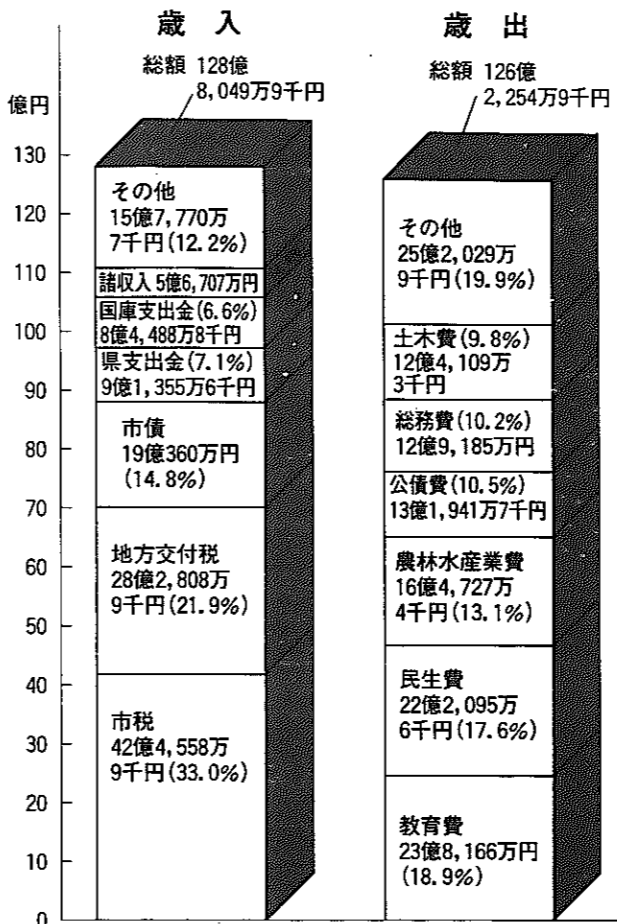


平成8年度一般会計決算見込みまとまる●●●

依然厳しい 白根市の財政事情

平成8年度一般会計決算見込みがまとまりました。決算額は歳入が百二十八億八千五百万円、歳出が百二十六億二千二百五十五万円で歳入・歳出共に前年度を大きく上回り、歳入では十五億千七百六十七万(三・四%)増加しました。千八百八万(三・七%)増加しました。まず、市の収入である歳入を見てみましょう。歳入は、市が自ら調達できるお金(自主財源)と外部に頼ったお金(依存財源)からなっています。自主財源は市

平成8年度 一般会計内訳



に比べて三億四千一百万円(四・七%)増加したものの、歳出全体に占める割合は五九・一%で、前年度より三・三ポイント減少しました。特定財源は、三・一%で、中でも市債が六億二千七百九十万円(四九・二%)、国庫支出金が一億八千二百七十九万円(二七・六%)と大幅に増加しました。これは、庄瀬・大通小学校建設事業や道路建設事業によるものです。こうした多額の経費が必要な事業を行う場合には、借金をしなければならぬケースもあります。市債の現在高は平成八年度末現在で百二十億千六百六万六千円。市民一人当たり換算すると約三千万円になります。

次に歳出を見てみましょう。歳出は、毎年固定的に支出される経常的経費と災害復旧や建物の建設費など一時的に支出される臨時的経費に分けられます。経常的経費は前年度と比べ二億七千六百九十五万円増の五六・六%、臨時的経費は十億三千六百四十五万円増の四三・四%でした。臨時的経費が大幅に伸びたのは、庄瀬小学校建設事業が行われたためです。財政構造の弾力性を測定する指標として、経常的に使われる一般財源をどの程度経常的経費に使うかを表す「経常収支比率」があります。この比率が、八〇%を超すと、財政構造の硬化化が進んでいることとなります。白根市の経常収支比率は、八四・七%と高い数値を示しました。このように、市の財政状況は依然として厳しい状況にあります。財政構造の健全化に努めますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国道8号白根バイパス 6工区で事業対策協議会を設立

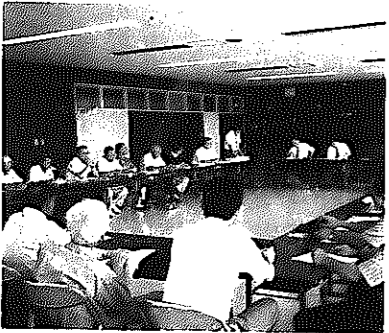
市の道路交通網の最重要課題である国道8号バイパス。七工区については測量・地権者との設計協議(農道や排水路など)について地元の人と相談すること)をほぼ終え、この秋には幅杭を打つ予定。六工区についてもこのほど設計協議の段階で出てくる住民要望などをまとめる「事業対策協議会」が設立されました。現在の進捗よく状況をお知らせします。

8号バイパスは、主要地方道白根安田線を境に、北側が六工区(みの口から保坂まで)、南側が七工区(みの口から戸頭まで)となっています。七工区では昨年十一月、設計協議の段階で出てくる農道や排水路など地域の問題を、スムーズに集約・協議していくことを目的に、自治会等代表者や土地改良区の役員による事業対策協議会が発足。建設省との設計協議に入りました。その後、順調に進み、現在、一部地域を残して、ほぼ協議を終えました。今後、幅杭打ちが終わった段階で幅杭を打ち、用地測量、補償の相談へと入っていく予定です。

一方、六工区では今年二月に測量を前提とした説明会が開かれ、同意を得られた所から測量に入りました。そしてこのほど七工区同様、設計協議を前にして、自治会等代表や土地改良区の役員などによる事業対策協議会が発足しました。

八月二十五日、市役所大会議室には六工区の自治会等代表者と土地改良区役員、市関係者を含む約四十人が出席。「農業はじめ諸問題の対策を講じながら地区共通の利益を守っていく」という設立目的を確認し、役員を選出しました。その後、建設省側がたたき台となる図面を提示。立体・平面交差、取付道路などの位置を説明すると、参加者からは「各道路を全部ボックスにして農耕車が通れるようにしてほしい」などの要望が出されていきました。選出された役員は次のとおり(敬称略)。

会長：長井祐二郎(白根地区土改理事)
副会長：田村文男(鰐渕一)、藤原孝司(古川宮前町) 委員：長井勝(七軒地区土改総代)、吉原龍一郎(みの口地区土改総代)、清水一義(鰐渕地区土改総代)、高橋孫二(保坂地区土改総代)、吉川正(古川宮前町)、長井哲雄(古川)、竹石佐久司(十五間)。



▲8月25日市役所で6工区の実業対策協議会が設立された。

国民健康保険

加入者の皆さんへお願い 各種制度の利用で 財政安定にご協力を

白根市の国民健康保険の財政は厳しく、7月の臨時市議会でも保険税値上げの条例改正が可決されました。しかし全国的に医療費が増加する中、財政は依然として厳しい状況にあり、このままでは

加入者の負担は重くなる一方です。市では財政安定のため、加入者の皆さんに各種制度の活用をお願いし、実績を上げてきました。今後も健全財政のため、制度の活用をお願いします。

① 社会保険等の制度を活用してください

国保の保険料が節約できます。社会保険等の被扶養者として認定される条件を整っていないが(例えば子供が会社勤めしていない、かつ本人が低収入、国保に加入したままになっている人は、ぜひ一度会社へ被扶養者となるよう申請してみてください。社会保険等の被扶養者として認定されると保険料が請求されないため、国保の保険料が節約できます。国保財政も助かります。

会社の裁量という点もありますので、必ずというわけではありませんが、基準としては年収が130万円(60歳以上は180万円)未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であれば認定されます。昨年度は市の呼び掛けに対し、70歳以上の加入者34人が被扶養者の認定を受けました。今年度も取り組み中です。ご協力をお願いします。

② 退職者医療制度に加入ください

医療費の負担が3割から2割に左記の条件をすべて満たす人は退職者医療制度に加入できます。この制度を使えば、本人は入院・外来とも1割安く、扶養家族は入院が1割安くなります。申請は市役所保険係へお願いします。

①国民健康保険に加入している
②70歳未満で老人保健法の適用を受けていない
③厚生年金保険や各種共済年金を受けていて、その年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある

③ 交通事故のけがの治療は市役所へ届け出を

交通事故で被害に遭ったとき、その治療費は加害者が負担すべきものです。けがなどをして国保保険証を使って治療をしたときは、一時的に国保が医療費を立て替え、後で加害者の自賠責に請求しますが、届け出がないと国保でも分からない場合があります。必ず被害届を出してください。また事故の場合は必ず警察へ連絡し、安易な示談はやめましょう。

以上のようなことを守っていただければ国保財政も助かります。ご協力ください。国保についての問い合わせは市役所市民生活課保険係(☎373・2111 2071209)へどうぞ。

②会社を退職したら 退職者医療制度に加入してください



①社会保険等の被扶養者と認定されるときは、そちらを活用してください



③交通事故のけがの治療は市役所へ届け出てください

